

杵築市の中小企業者のみなさんを応援します

杵築市中小企業振興資金融資制度のご案内

市では、市内中小企業者の安定した経営を支援するため、「中小企業振興資金融資制度」を設けています。融資に必要な信用保証料の補助の優遇条件がありますので、ぜひご利用ください。

【信用保証料の市の補助率】
 創業資金・・・全額補助
 経営合理化資金・・・全額補助
 ※経営者保証を不要とした場合の上乗せ信用保証料は除きます。

ご利用いただける中小企業者

- ・市税を滞納していないこと
- ・現に本融資制度を利用していないこと（※同一資金の融資限度額内で再度の融資を受ける場合を除く）

【創業資金】

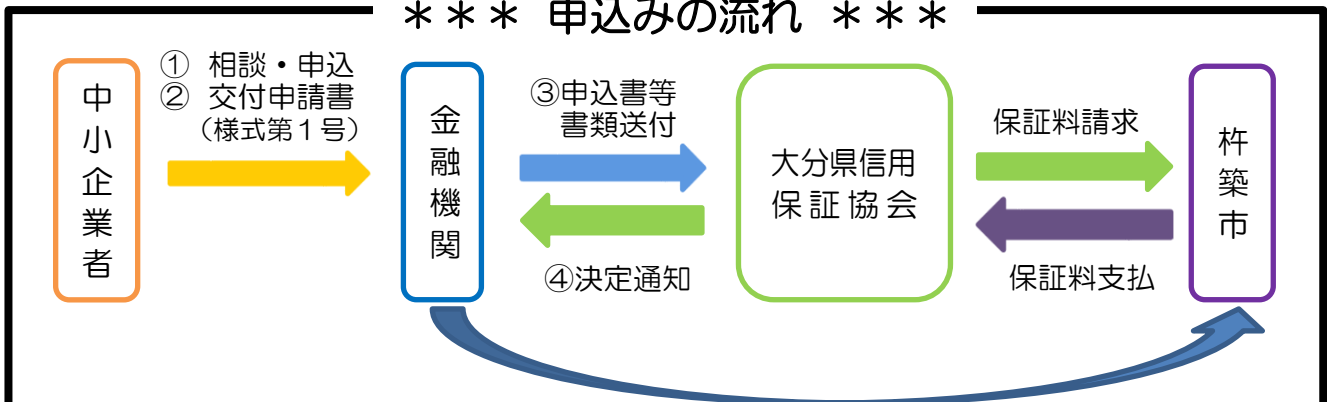
- ・事業を開始した日又は会社を設立した日以後5年を経過していないこと
- ・事業を営んでいない個人にあつては、市内に住所を有し、市内において創業する予定であること
- ・既に事業を営んでいる個人にあつては、市内に住所及び事業所を有していること
- ・既に事業を営んでいる会社にあつては、市内に事業所を有していること

【経営合理化資金】

- ・既に事業を営んでいる個人にあつては、引き続き1年以上市内に住所及び事業所を有していること
- ・既に事業を営んでいる会社にあつては、引き続き1年以上市内に事業所を有していること
- ・引き続き1年以上事業を営んでいること



*** 申込みの流れ ***



[金融機関から杵築市へ]

交付申請書(様式第1号)、信用保証依頼書(写)、信用保証委託申込書(写)、事業計画書(写)、滞納のない証明(写)、信用保証書(写)、融資報告書(様式第2号) 現況報告書(様式第3号)…毎年8月末及び2月末に提出

中小企業振興資金融資制度の概要

資金の種類

創業資金：創業者が必要とする運転資金又は設備資金

経営合理化資金：中小企業者が必要とする運転資金又は設備資金

融資限度額

1,000万円以内

償還期間

10年以内（1年以内の据置期間を含む）

償還方法

割賦償還

融資利率

大分県中小企業振興資金に準じます

1.9%～2.6%（償還年数により利率が異なります）

保証料率

大分県中小企業振興資金に準じます

担保

創業資金：物的担保は徴求しません

経営合理化資金：原則不要

連帯保証人

必要に応じて徴求します。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しません。

信用保証料の補助

創業資金・・・・・・・・全額補助

経営合理化資金・・全額補助

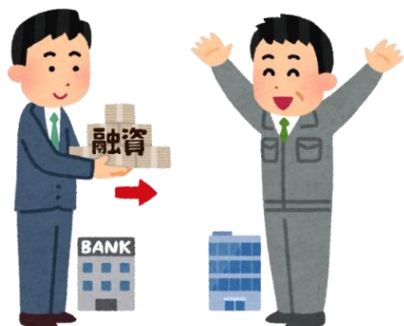
※経営者保証を不要とした場合の上乗せ信用保証料は除きます。

【融資申込先】

大分銀行杵築支店・・・・・・・・☎ 0978-62-2002

豊和銀行杵築支店・・・・・・・・☎ 0978-62-3040

大分県信用組合杵築支店兼山香支店・・☎ 0978-62-2090



【中小企業振興資金に関するお問い合わせ】

杵築市商工観光課 商工労政・企業誘致推進室

TEL 0978-62-1808